

令和3年度実施庁目標に対する実績の評価について

令和5年1月



実施庁目標とは

実施庁

「中央省庁等改革基本法」第16条第6項第2号に基づき、主に政策の実施機能を担う組織として、平成13年1月の省庁再編時に、7省庁に9実施庁が設置された。現在は、4省5実施庁となっている。

現行の実施庁 : 法務省（公安調査庁）、財務省（国税庁）、**経済産業省（特許庁）**、国土交通省（気象庁、海上保安庁）

廃止された実施庁 : 防衛庁（防衛施設庁）、総務省（郵政事業庁）、厚生労働省（社会保険庁）、国土交通省（海難審判庁）

実施庁目標の策定

中央省庁等改革基本法に基づき、各年度に特許庁が達成すべき目標を経済産業大臣が設定し、特許庁長官に通知する。

実施庁目標に対する実績の評価

特許庁が達成すべき目標に対する実績を経済産業大臣が評価し、特許庁長官に通知する。

（※今回は、**令和3年度目標に対する実績の評価。**）

令和3年度目標に対する実績について

- 令和3年度目標については、審査の速度や質、地域中小企業の知財戦略強化の方針などの項目について、政府目標※がある場合は、その内容も勘案しつつ、より高いレベルを目指すよう、目標を設定されている。

※「日本再興戦略 改訂2014」等において、『今後10年間で特許の「権利化までの期間」を半減させ平均14月以内とする』等

- 令和3年度目標**は、38項目中、「移転登録」と「商標部門のコミュニケーションに関するユーザー評価」の項目を除き、**達成**。
- 移転登録**については、**主に新型コロナウイルスによる出勤抑制等の影響**が要因。年度末にかけて期間は短縮しつつあり、令和4年7月時点で処理速度はコロナ流行前と同程度（10日以内）に回復。
- 商標のコミュニケーション**については、「普通」以下の評価をした者にヒアリングを行った結果、問合せがあった際に担当の審査官がテレワークだった場合に、対応の遅れが生じたこと等が主な要因と判明。このため、テレワーク時の問合せ対応をまとめた（問合せがあった際に原則即時対応を行う等）マニュアルを作成し、10月から庁内でも徹底している。（11月に審査官全員に対し、当該マニュアルが徹底されているかの確認テストを実施済み）
- 令和5年度目標の設定については、令和3年度と令和4年度直近の実績を考慮しながら設定したい。

1-1. 審査期間について

項目		令和2年度評価	令和3年度目標	令和3年度評価	令和4年度目標
特許	一次審査通知までの期間	10.2ヵ月	9～11ヵ月	10.1ヵ月	8.5～10.5ヵ月 ^{*2}
	早期審査 一次審査通知までの期間	2.8ヵ月	3ヵ月以内	2.6ヵ月	3ヵ月以内
	スーパー早期審査 一次審査通知までの期間	0.9ヵ月	1ヵ月以内	0.8ヵ月	1ヵ月以内
	権利化までの期間	15.0ヵ月	14～16ヵ月	15.2ヵ月	13.5～15.5ヵ月 ^{*2}
意匠	一次審査通知までの期間	6.3ヵ月	5～7ヵ月	6.4ヵ月	5～7ヵ月
	早期審査 一次審査通知までの期間	2.1ヵ月	3ヵ月以内	2.2ヵ月	3ヵ月以内
	権利化までの期間	7.1ヵ月	6～8ヵ月	7.4ヵ月	6～8ヵ月
商標	一次審査通知までの期間	10.0ヵ月	8～10ヵ月	8.0ヵ月	年度平均6～8ヵ月 令和4年度末6.5ヵ月以内 ^{*2}
	早期審査 一次審査通知までの期間	2.0ヵ月	3ヵ月以内	2.1ヵ月	3ヵ月以内
	ファストトラック審査対象となる出願の割合	40.1% ^{*1}	40%以上	40.9% ^{*1}	40%以上
	ファストトラック審査の 一次審査通知までの期間	5.4ヵ月	6ヵ月以内	5.3ヵ月	6ヵ月以内
	権利化までの期間	11.2ヵ月	9～11ヵ月	9.6ヵ月	年度平均7～9ヵ月 令和4年度末8月以内 ^{*2}

*1 新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願など、ファストトラック審査対象外案件を除く。

*2 政府目標を踏まえ短縮。

1-2. 審査の質について

項目		令和2年度評価	令和3年度目標	令和3年度評価	令和4年度目標
特許	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	66.8%	上位評価割合 65%以上	66.1%	上位評価割合 65%以上
	出願人の求めに応じた面接の実施	(緊急事態宣言下では対面での面接等に一部支障が生じたが、)オンライン面接を活用し、求めに応じて最大限実施した*2	原則、100%面接を実施	原則、100%面接を実施	原則、100%面接を実施
意匠	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	77.9%	上位評価割合 70%以上	76.6%	上位評価割合 70%以上
	出願人の求めに応じた面接の実施	(緊急事態宣言下では対面での面接等に一部支障が生じたが、)オンライン面接を活用し、求めに応じて最大限実施した*2	原則、100%面接を実施	原則、100%面接を実施	原則、100%面接を実施
商標	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	66.0%	上位評価割合 65%以上	60.1%	上位評価割合 65%以上
	出願人の求めに応じた面接の実施	(緊急事態宣言下では対面での面接等に一部支障が生じたが、)オンライン面接を活用し、求めに応じて最大限実施した*2	原則、100%面接を実施	原則、100%面接を実施	原則、100%面接を実施

*1 主たる出願人に対し、アンケートを送付。「5：満足」、「4：比較的満足」、「3：普通」、「2：比較的不満」、「1：不満」のうち、上位2段階である「5：満足」及び「4：比較的満足」を集計。

*2 インターネット回線がない等の場合は、電話対応等によって実施した。

2. 審判について

項目		令和2年度評価	令和3年度目標	令和3年度評価	令和4年度目標
拒絶査定 不服審判	特許	10.0月	9~11月	9.6ヵ月	9~11月
	意匠	5.1月	4~6月	4.1ヵ月	4~6月
	商標	5.4月	5~7月	5.5ヵ月	7~9月
拒絶査定 不服審判 早期審理	特許 意匠 商標	2.7月	2~4月	2.3ヵ月	2~4月
無効審判	特許 意匠 商標	7.5月	7~9月	8.3ヵ月	7~9月
異議申立て	特許	7.4月	7~9月	7.5ヵ月	7~9月
	商標	5.0月	5~7月	5.0ヵ月	5~7月

3. 出願・登録等について

項目		令和2年度評価	令和3年度目標	令和3年度評価	令和4年度目標
電子出願システム		達成	24時間365日受付*1	達成	24時間365日受付*1
方式審査期間		達成	全て即日*2	達成	全て即日*2
登録	設定登録	達成	全件3日以内*3	達成	全件3日以内*3
	移転登録	出勤抑制等の影響で年平均18日以内	全件10日以内*2	出勤抑制等の影響で年平均20日以内、年度末時点で13日	6月末までは13日以内、7月以降は全件を10日以内。ただし出勤抑制等の影響により遅延が生じる場合は、年平均15日間以内。*2
公報	特許・意匠・商標	達成	3～4週間*4	達成	10日以内*4*5
出願、登録等に関する問合せへの対応		達成	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内	達成	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内

*1 メンテナンス時間及び停電や大規模災害等が発生した場合を除く。

*2 手続に不備がある場合は除く。

*3 書面による場合及び手続きに不備がある場合を除く。

*4 年未年始及びゴールデンウィークを挟む場合並びに編成対象のデータにエラーがある場合を除く。

*5 公報システム刷新により目標修正。

4. 中小企業支援及びグローバル化への対応について

項目		令和2年度評価	令和3年度目標	令和3年度評価	令和4年度目標
中小企業 支援	全国の知財総合支援窓口における相談件数	118,514件	105,000件以上	123,345件	105,000件以上
	全国の知財総合支援窓口と関係機関との連携件数		9,000件以上	11,291件	12,000件以上
	知財に着目した融資等を行う金融機関数 ^{*1}	83機関	累計85機関以上	88機関	累計90機関以上
	新規に特許等の出願を行う中小企業数	15,524社	14,000社以上	16,403件	14,000社以上
	地域未来牽引企業等に知財戦略構築のためのハンズオン支援を行う件数 ^{*2}	267件以上	250件以上	256件	250件以上
グローバル化への対応	特許審査ハイウェイ（PPH）の一次審査通知期間 ^{*3}	2.6月	3月以内	2.4月	3月以内
	新興国等の知財関係者を対象とした研修	59カ国・機関	40カ国・機関以上 290人以上	57カ国・機関 335人	40カ国・機関以上 290人以上

*1 特許庁の知財ビジネス評価書作成支援を活用して、融資を行う金融機関数（公表分）。

*2 地域未来牽引企業等のターゲット企業にプッシュ型で訪問し、専門家や他の支援機関等のリソースも活用しつつ、当該企業における知財戦略の策定支援等の伴走型支援を行う。

*3 他庁で特許可能と判断されて申請された案件の、我が国における一次審査通知期間。